

### 巻頭言 認証評価第2期に向けて

## より良い認証評価活動を目指して

当機構の大学機関別認証評価は平成 17(2005)年度に始まり、今年度で第 1 期が終わります。受審大学数は 6 年間で私立大学 271 校となりました。皆様の多大なご理解とご支援に感謝いたします。

(財) 日本高等教育評価機構  
理事長 佐藤登志郎  
北里大学名誉教授  
学校法人北里研究所顧問



平成 22(2010)年度をもって、認証評価の第 1 期が終わります。当機構の大学機関別認証評価は、平成 16(2004)年度の学校教育法改正の年から 1 年遅れて平成 17(2005)年度に始まり、その後 6 年間で受審大学数は私立大学 271 校(株式会社立大学 1 校を含む)となりました。当機構の創設準備からご指導・ご助言いただいた日本私立大学協会をはじめ、当機構の評価活動に日頃より多大なご理解とご支援をいただいている会員大学の皆様に感謝申し上げます。第 1 期の総括につきましては、来年度にご報告いたします。

認証評価は、当機構と受審大学との共同作業でございますが、受審大学の皆様、評価員としてご協力いただいた先生方には大変なご負担をいただきました。厚く御礼申し上げます。第 1 期の後半には受審大学数の増大に対処するため、会員大学の職員の方々にご出向いただき、スタッフとしてご活躍いただいております。第 2 期以降、各大学のご協力により、年度ごとの受審大学数の平滑化ができるよう願っております。

短期大学の評価活動の開始は、第 2 期以降となります。ファッション・ビジネス系専門職大学院の

認証もいただき、今年度に専門分野別認証評価を行う予定となっております。

評価システムにつきましては、毎年度の認証評価終了後、評価員や受審大学の皆様からご意見をいただき、年度ごとに少しずつ修正してまいりましたが、第 2 期の 2 年目に当たる平成 24(2012)年度からは、自己評価報告書の作成及び評価作業を効率化するために大幅な改訂を検討しております。

更に、文部科学省の中央教育審議会で取り上げられている学士課程の分野別質保証の問題については、当機構でも検討を視野に入れています。

各大学による質保証も、認証評価機関による第三者評価も、受験生や学生を含めた多くのステークホルダーのためにあるのですから、評価結果の公表や解説はわかり易いものでなくてはなりません。この点は、今後の課題と思っております。

今年度は公益法人制度の改革により、公益財団法人の認定を得るための作業に取り掛っております。役員、評議員の数の規制もあり運営体制の改革が必要になりますが、これからも一層のご理解とご支援をお願いいたします。

## CONTENTS

巻頭言 ▶ 認証評価第2期に向けて	1
解説 ▶ 平成21(2009)年度評価結果	2.3
解説 ▶ 評価システム改善の方向性/受審時期の考え方	4.5

平成22(2010)年度事業計画	6
From JIHEE	7
役員名簿&会員大学一覧	8

## 制度の定着と課題の増加

平成 21 (2009) 年度は、申請した 72 大学(再評価 1 大学を含む)の機関別認証評価を行いました。「不認定」はなく、67 大学が「認定」(うち 19 大学が「条件付き認定」、5 大学が「保留」という結果でした。認証評価制度は発足後 6 年が経過し、自己評価報告書の充実や評価員のスキル・アップなど、その確実な定着を実感できた一方で、「条件付き認定」数と関係法令などに抵触するケースの増加が目立ちました。今後の課題といえるでしょう。



大学評価判定委員会  
委員長 高倉 翔

### 関係法令の遵守を

「条件付き認定」とは、「認定」であっても、「重大な課題があると判断し、改善報告書の提出を求める場合」です。「保留」とは、「評価基準を満たしているか否かの判断を保留する」ことで、「満たしていない基準が 1 つ以上あり、一定期間(原則 3 年)内にその基準を満たすことが可能であると判断した場合」です。ただし、一定期間内に再評価の申請がなかった場合は「不認定」となります。なお、再評価では、「満たしていないと判断された原因等となった事項」のみが評価対象とされ、平成 21 (2009) 年度に初めて再評価が実施されました。

当機構は「国公私立大学」を対象とした認証評価機関ですが、これまでに実施した評価は、すべて「私立大学」が対象でした。大学は、国公私立を問わず「自主性・自律性」が尊重されなければなりません。「私立大学」も「公」を有し、当然、関係法令の遵守が求められます。

非常に残念なことですが、平成 21 (2009) 年度の認証評価に際して、「条件付き認定」や「保留」とされた大学の中に、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などの規定に抵触するケースが相当数みられました。関係法令の遵守、すなわち、“コンプライアンス”が大きな課題であるといえるでしょう。

### コミュニケーションを重視した評価

当機構が行う認証評価の特徴の一つは、「コミュニケーションの重視」です。一方的な評価や結果の公表ではなく、大学と評価チーム間の「書面質

問」などのほか、チームがまとめた「調査報告書案」に対する 1 回目の「意見申立て」及び大学評価判定委員会がまとめた「評価報告書案」に対する 2 回目の「意見申立て」を受付けます。後者については、「意見申立て審査会」を設置し慎重な審議を行ったうえで、大学評価判定委員会が最終判定を行います。平成 21 (2009) 年度は、5 大学について審議をしました。

認証評価の目的の一つは、大学の教育研究活動などの状況を社会に示し、大学が広く社会の支持を得られるよう支援することです。そのため、当機構では、「優れた点」を積極的に公開します。表 1 のように平成 21 (2009) 年度は、基準 3 (教育課程)、基準 4 (学生)、基準 10 (社会連携) で優れた点が多く挙げられました。大学の役割・機能のうち、特に教育と社会貢献が重視されているといえるでしょう。

### 「質の保証」と「改善を要する点」

認証評価は、大学の「質の保証」に関わる制度で、特に、「学生の学びの内容・水準」が強調されます。事実、当機構では、「教育活動の状況を中心とした評価」を行っております。その結果、「改善を要する点」の指摘事項も、「優れた点」と同様に、基準 3 (教育課程) に数多くみられました。また、関係法令の遵守に関連して、基準 7 (管理運営) と基準 8 (財務) でも多数指摘が出ました。なお、財務に関しては「入学・収容定員の確保などによる収入と支出のバランスの早期改善」も複数の大学に対して求めました。

「改善を要する点」よりも弱い指摘ではありますが、「参考意見」にも、基準 3 (教育課程) のほか、

基準7(管理運営)、基準9(教育研究環境)、基準11(社会的責務)に関するものが多くみられました。

「優れた点」は「他大学の模範となる取組み」でもあり、「改善を要する点」や「参考意見」は「他

山の石」でもあります。各大学が、これらの指摘事項を触発情報として、自発的・積極的に「質の保証」のための“改革・改善”に取り組むことにより、認証評価制度の更なる成熟・発展を目指したいものです。

## 平成 21 (2009) 年度評価結果の概要

申請校 72 大学(再評価 1 大学含む)

### ■ 認定 47 大学

愛知工科大学／青森中央学院大学／朝日大学／芦屋大学／宇部フロンティア大学／桜花学園大学／大阪大谷大学／大手前大学／川村学園女子大学／関西医療大学／関西福祉大学／畿央大学／九州栄養福祉大学／熊本保健科学大学／埼玉学園大学／作新学院大学／静岡福祉大学／秀明大学／尚美学園大学／昭和音楽大学／仁愛大学／杉野服飾大学／筑紫女学園大学／千歳科学技術大学／千葉経済大学／東海学園大学／東京純心女子大学／道都大学／桐朋学園大学／桐朋学園大学院大学／東北公益文科大学／常磐会学園大学／豊橋創造大学／長岡大学／長野大学／名古屋学芸大学／名古屋造形大学／浜松大学／兵庫大学／広島工業大学／平成国際大学／北海道情報大学／松本大学／名桜大学／目白大学／盛岡大学／山梨学院大学

### ■ 条件付き認定 19 大学

愛知産業大学／旭川大学／大阪工業大学／大阪樟蔭女子大学／神戸国際大学／神戸山手大学／郡山女子大学／松蔭大学／摂南大学／中京学院大学／東海学院大学／名古屋音楽大学／名古屋文理大学／梅花女子大学／東大阪大学／広島国際学院大学／びわこ成蹊スポーツ大学／平成音楽大学／松山東雲女子大学

### ■ 保留 5 大学

愛国学園大学／甲子園大学／東亜大学／日本薬科大学／ノースアジア大学

### ■ 再評価で「認定」とした大学 1 大学

長崎国際大学

※大学名 50 音順

表 1 評価基準別の指摘事項数

基準	優れた点	改善を要する点	参考意見
1	28	0	2
2	27	4	19
3	40	23	43
4	53	7	10
5	13	12	19
6	16	1	3
7	6	28	28
8	9	21	15
9	21	9	25
10	83	0	0
11	11	3	23
合計	307	108	187

表 2 条件付き認定に関係した主な理由

<b>【規 程】</b>	…学校法人の管理運営や組織倫理に関する諸規程の整備が不十分である。
<b>【決算・予算】</b>	…決算と予算の審議の方法が正しくない。
<b>【財 務】</b>	…財政状況の早急な改善が必要である。
<b>【自己点検・評価】</b>	…自己点検・評価が実施されていない、もしくは不十分である。
<b>【耐 震】</b>	…耐震基準を満たしていない建物の耐震化工事計画が未策定である。

表 3 保留となった基準と主な理由

基準	校数	理由
2	1	・教授会の構成員でない学園総長が代議員会構成員である（学校教育法施行規則）。 ・教授会が教学に関する意思決定に関わっていない。
4	2	・数年にわたり入学定員を大幅に下回っている。
5	3	・現在の専任教員数が必要専任教員数を下回っている（大学設置基準 13 条）。
7	2	・決算について、理事会の承認後に評議員会に報告していない（私立学校法第 46 条）。 ・重要な規程の制定が、理事会の決定を経ずに行われている。 ・法人の資金の一時的な仮受け・仮払いについて、事前に理事会、評議員会に諮ることなく事務的に処理している。 ・他の学校法人の役員を 4 つ兼ねている監事がいる（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の許可に関する審査基準）。 ・学校法人で重要な三様監査が十分に機能していない。
8	2	・長期間にわたり消費支出が帰属収入を上回っている。

## 評価システム改善の方向性

平成 24 (2012) 年度以降の抜本的な評価システムの改訂に向けて、「評価システム改善検討委員会」で検討をしています。大学評価基準を従来の 11 基準から 4 基準に整理・統合し、大学自身の質保証機能を高めることをねらいとします。

評価システム改善検討委員会  
委員長 瀧澤 博三  
日本私立大学協会附置  
私学高等教育研究所主幹



### 現状の問題は何か

当機構では、認証評価の第 1 期が今年度で終わり、第 2 期に入ろうとしているこの機会に、評価システムの全面的な見直しをすべく、評価システム改善検討委員会において検討を続けています。まだ最終的な案を固める段階にはいたっていませんが、ここでは新しい大学評価基準の考え方をはじめ、評価システム見直しの方針について説明したいと思います。

教育研究を使命としている大学は、自主性・自律性を基本理念としていますから、質保証についても第一義的に大学自身の責任だと考えます。外部評価である認証評価が、直接大学に立入って調査するのではなく、大学の自己点検・評価の結果を分析して評価することとされているのも、大学自身が行う自己点検・評価を質保証の基本としているからに他なりません。

このように、認証評価は自己点検・評価を土台として行われますから、認証評価が効果的に行われるためには、自己点検・評価が本来の趣旨に沿っ

て適切に行われていることが必要条件です。ところが、第 1 期の評価を通じて評価員をはじめ関係者から指摘されている問題の多くがこの点にあります。自己評価報告書は、とかく認証評価機関に対して大学の現状をいかに上手く説明するかに力が注がれ、真剣に問題点を探り改善に取り組もうとする姿勢が見えない、客観性・透明性が足りず、社会への説明責任の観点からも不十分だ、などの批判が多いことです。そこで、見直しの第一の課題は「自己点検・評価の実質化」ということです。

もう 1 つは「評価疲れ」といわれる問題です。もともと全大学・短期大学の評価を 7 年サイクルで実施できるのかということは関係者に共通した大きな不安でした。今年が最後の山場ですが、関係者の努力で何とか乗り越えるでしょう。しかし、評価の質を維持し高めつつ、大学コミュニティに評価文化を根付かせることを目標とするのであれば、これは努力だけでは解決できない本質的な問題であり、「評価システムの効率化」が第二の大きな課題になります。

### 評価基準新旧対照表(案)

#### 【現行】

#### 11 基準

- 基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的
- 基準 2 教育研究組織
- 基準 3 教育課程
- 基準 4 学生
- 基準 5 教員
- 基準 6 職員
- 基準 7 管理運営
- 基準 8 財務
- 基準 9 教育研究環境
- 基準 10 社会連携
- 基準 11 社会的責務

#### 【改訂案】

#### 4 基準

- 基準 1 使命・目的等
- 基準 2 学修と教授
- 基準 3 経営・管理と財務
- 基準 4 自己点検・評価

評価機構が定める評価基準は、大学として基本的・共通的な最小限のもので、自己点検・評価を行う場合には、大学が個性・特色として重視している領域（例えば、国際協力、社会貢献、研究活動等）に関しては、大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。

## 改善の方向性

当委員会では、このような問題意識に立ち、前述の2つの課題への対応を基本目標として、大学評価基準をはじめ評価システム全体の見直しを行いました。

### ①自己点検・評価の実質化

認証評価のための自己点検・評価が本来の目的に沿っていないと批判されるようになった原因は、大学側だけにあるのではなく、認証評価のシステム自体にもあったと考えます。本来の自主的・自発的な自己点検・評価であれば、(a)評価の項目や視点は大学が自ら定める、(b)基準への適合・不適合の結論を自ら出す、(c)評価の客観性を保つために、説明よりエビデンスの提示を重視する、の3つの要件が必要です。これまでは自己点検・評価を認証評価のための手段化していた傾向があり、この3つの要件をあいまいにしていました。そこでこの点を改めるべく、評価基準の上で、また自己評価報告書の書き方として、この3つの要件を明確に求めることとしました。

### ②評価システムの効率化

自己点検・評価の項目は自ら定めるという原則に近づけるため、当機構が定める大学評価基準は基本的・共通的な最小限のものとし、大学はこれに個性・特色に即して自ら定める基準項目を加えて、独自の自己点検・評価項目を設定します。また、大学評価基準は、基準間の記述の重複を極力避けるため、従来11あった基準を4つに整理・統合します(評価基準新旧対照表(案)参照)。

## 認証評価のねらい

質保証の主体は大学であり、その基本は自己点検・評価にあります。自己点検・評価の実質化なくして質保証の進展はありません。認証評価は自己点検・評価を通して大学を評価しますが、このことは同時に自己点検・評価を評価することにもなります。認証評価の目的は、大学の総合的な状況を評価することですが、その重要なねらいは、自己点検・評価の実施状況を評価することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることにあると考えます。

## 受審時期の考え方

第2期に向けて確認しておきたいことは、次回の「受審時期」です。

ここでは、「受審時期」について具体的に説明します。

表内の●は第1期の受審年度を、○は第2期の受審可能年度を表します。第1期では、平成16(2004)年の法律施行から7年以内に評価を受けなければなりませんでしたが、第2期以降は、受

審年度の翌年度から起算して7年以内の受審となりますので、大学ごとに2回目の受審時期は異なってきます。

### ■ 第1期に受審した年度ごとの第2期受審時期の考え方

平成(年度)	(第1期) 法律施行から7年以内 (第2期以降) 受審年度の翌年度から7年以内													
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
第1期の受審年度														
16年度	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
17年度		●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
18年度			●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
19年度				●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
20年度					●	○	○	○	○	○	○	○	×	×
21年度						●	○	○	○	○	○	○	○	×
22年度							●	○	○	○	○	○	○	○

## 平成22(2010)年度事業計画

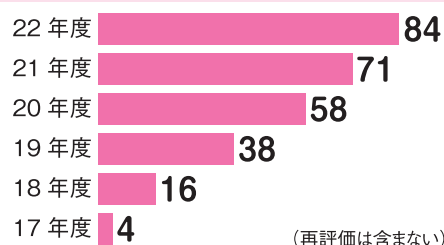
### 平成 22 年度 認証評価申請状況

大学 **88** 校(再評価 4 校含む)

ファッション・ビジネス系専門職大学院 **1** 校

評価員数 約 **400** 名

### 年度別申請校数推移(大学) 合計 271 校



#### 1. 評価事業

平成 22(2010)年度は、大学 88 校(再評価 4 校含む)の評価を実施する予定です。また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価については、平成 22(2010)年 3 月に評価機関の認証を取得し、1 校の評価を実施します。

#### 2. 組織・体制等の整備

平成 23(2011)年度以降に実施する、短期大学認証評価のための評価員の委嘱手続をすすめます。あわせて、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会委員及び評価員の委嘱手続をすすめる、認証評価を実施する体制を整えます。

#### 3. 大学評価に関する調査・研究

平成 24(2012)年度以降の評価システムの抜本的見直しへ向けて、評価システム改善検討委員会において検討を行います。また、大学から提出される改善報告書に関する事項について審議する「改善報告等審査会」を設置し、新しい体制を整備します。

更に、評価機関として一層の充実を図るため、他の評価機関との共催によるシンポジウムへの参画や調査研究を行い、恒常的な改善等につなげていきます。

#### 4. 私立大学等の教育研究活動の評価に対する支援事業

大学からの要請に基づき、指導のための要員を派遣する等の相談業務を実施します。

#### 5. 大学評価に関する広報及び啓発活動

大学評価機関としての活動状況及び評価結果等を公表するとともに、大学評価の意義や内容等を理解してもらうための活動を行います。英文サイトの充実や、短期大学・専門職大学院の評価に関するページを新たに開設し、ウェブサイトでの情報発信を強化します。

#### 6. 公益法人制度改革への対応

平成 23(2011)年度、公益財団法人移行をめざして諸条件を整備し、移行申請のための準備をすすめます。

### 委員会レポート 評価員養成検討委員会

認証評価の生命線は評価員の質にあります。評価員養成検討委員会では、評価員を務めていただく皆様が、戸惑うことなく質の高い仕事ができますように、セミナーの内容や評価業務の手法などについて検討を行っています。

今年度からは通常の「認証評価担当評価員セミナー」の他に、評価チームの団長を務める皆様のための「団長セミナー」を開催し、評価チーム間に評価上の格差が生じないように、評価の平準化を目指しています。

今年度で認証評価の第 1 期が終了しますが、試行評価を含め、これまで多くの評価員・団長の皆様から献身的なご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。



委員長 羽田 積男  
日本大学文理学部  
教授

## 平成 21 (2009) 年度活動報告

### ●文部科学大臣より認証書交付

平成 21 (2009) 年 9 月 4 日  
短期大学の評価を行う認証評価機関として認証  
平成 22 (2010) 年 3 月 31 日  
ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価  
を行う認証評価機関として認証



大学評価セミナー(平成 21 (2009) 年 5 月 11 日)

### ●認証評価の実施

平成 21 (2009) 年 7 月～平成 22 (2010) 年 3 月  
書面調査、実地調査、評価判定等  
72 大学(再評価 1 大学を含む)

### ●セミナー・協議会の開催 5 月～7 月

「大学評価セミナー」(東京・名古屋)  
「短期大学評価セミナー」(東京・大阪)  
「認証評価担当評価員セミナー」(東京・大阪・福岡)  
「評価充実協議会」(東京)



ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価  
認証書交付の様子(平成 22 (2010) 年 3 月 31 日)

## お知らせ

### ●大学機関別認証評価システムを一部改訂しました。

平成 23 (2011) 年度に実施する大学機関別認証評価におけるシステムの一部を改訂しました。  
詳しくは「大学機関別認証評価システム」(平成 23 年度版)をご覧ください。

### ●ウェブサイトをご活用ください！

当機構のウェブサイトでは、過去の認証評価結果やセミナー案内などのさまざまな情報を掲載しています。  
ぜひ、有効にご活用ください。

### コンテンツ紹介

- ・大学機関別認証評価・短期大学機関別認証評価
- ・ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- ・セミナー案内・会員校専用ページ・英文サイト etc.

**URL : <http://www.jiheer.or.jp/>**



### PeeR (ピア) 第 5 号

平成 22 (2010) 年 7 月 27 日発行  
編集人 石井正彦  
発行 財団法人 日本高等教育評価機構  
所在地 〒102-0073  
東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階  
TEL : 03-5211-5131 FAX : 03-5211-5132  
URL : <http://www.jiheer.or.jp/>

「PeeR (ピア)」に関するご意見・  
ご感想はこちらへお寄せください  
✉ [hyoukakikou@jih eer.or.jp](mailto:hyoukakikou@jih eer.or.jp)  
(件名を「ピア」としてください)



左右に配置された流線は地球>と、両手で作る<輪>をイメージしています。大学と社会を結び機構でありたいとの想いを込めました。また、カラーは高等教育発展にかけの情熱を表しました。

# 役員名簿&会員大学一覧

平成 22 (2010) 年 7 月現在

## 役員名簿

### ●理事 (17 人)

〈理事長〉  
佐藤登志郎 (北里大学名誉教授・学校法人北里研究所顧問)  
〈副理事長〉  
高倉 翔 (筑波大学・明海大学名誉教授、明海大学前学長)  
〈理事〉  
石田 恒夫 (学校法人石田学園理事長)  
大沼 淳 (学校法人文化学園理事長、文化女子大学学長、日本私立大学協会会長)  
北島 義俊 (大日本印刷株式会社代表取締役社長)  
黒田 壽二 (学校法人金沢工業大学学長・総長)  
小出 忠孝 (学校法人愛知学院学長)  
後藤 淳 (学校法人名古屋電気学園理事長・総長)  
佐藤東洋士 (学校法人桜美林学園理事長、桜美林大学学長)  
高柳 元明 (学校法人東北薬科大学理事長、東北薬科大学学長)  
中村 量一 (学校法人中村学園理事長・学園長)  
西村 駿一 (学校法人別府大学学園長)  
野崎 弘 (財団法人教職員生涯福祉財団理事長)  
野田起一郎 (学校法人近畿大学顧問、近畿大学名誉教授)  
廣川 利男 (学校法人東京電機大学学術顧問)

森田 嘉一 (学校法人京都外国語大学理事長・総長)  
森本 正夫 (学校法人北海道学園理事長、北海道商科大学学長)  
●監事 (3 人)  
齋藤 力夫 (永和監査法人代表社員)  
塚本 邦彦 (学校法人塚本学院理事長・学院長、大阪芸術大学学長)  
中原 爽 (日本私立大学協会副会長、日本歯科大学元理事長・学長)  
●評議員 (31 人)  
井尻 昭夫 (学校法人吉備学園理事長、岡山商科大学学長)  
大西 良三 (学校法人中部大学理事長・学園長)  
大橋 秀雄 (学校法人工学院大学理事長)  
加賀谷 淳子 (日本女子体育大学名誉教授)  
香川 達雄 (学校法人香川栄養学園理事長)  
北古賀勝幸 (学校法人熊本学園理事長)  
蔵多得三郎 (学校法人明星学苑理事長)  
小出 秀文 (日本私立大学協会事務局長)  
小林 素文 (学校法人愛知淑徳学園理事長、愛知淑徳大学学長)  
島田 燁子 (学校法人文京学園理事長、文京学院大学学長)  
末岡 照章 (学校法人市部学園理事長、名古屋経済大学学長)  
杉本 拓 (学校法人北星学園理事長)

瀧澤 博三 (日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所主幹)  
田中 郁三 (東京工業大学名誉教授)  
谷岡 一郎 (学校法人谷岡学園理事長、大阪商業大学学長)  
塚本 恒世 (学校法人東京理科大学理事長)  
東松 孝臣 (学校法人常翔学園名誉理事)  
戸田 安士 (学校法人金城学院名誉理事長)  
永田 治雄 (学校法人津曲学園理事長)  
西岡 信雄 (大阪音楽大学名誉教授)  
野原 明 (文化女子大学教授、同附属杉並中学校高等学校校長)  
原田 嘉中 (学校法人千葉学園理事長・学園長)  
平尾 和義 (酪農学園大学名誉教授)  
福井 直敬 (学校法人武蔵野音楽学園理事長、武蔵野音楽大学学長)  
福原 隆善 (佛教大学教授)  
朴澤 泰治 (学校法人朴沢学園理事長、仙台大学学長)  
細山田明義 (昭和大学学長)  
村崎 正人 (学校法人村崎学園学園長・理事長)  
柳谷 透 (学校法人八戸工業大学理事長)  
吉田 泰輔 (国立音楽大学名誉教授)  
六鹿 正治 (株式会社日本設計代表取締役社長)

## 会員大学

### ●北海道

旭川大学  
札幌国際大学  
星槎大学  
千歳科学技術大学  
道都大学  
函館大学  
北翔大学  
北星学園大学  
北海学園大学  
北海商科大学  
北海道医療大学  
北海道工業大学  
北海道情報大学  
北海道薬科大学  
酪農学園大学

### ●青森県

青森中央学院大学  
東北女子大学  
八戸大学  
八戸工業大学

### ●岩手県

富士大学

### ●盛岡県

盛岡大学

### ●宮城県

尚綱学院大学  
仙台大学  
東北工業大学  
東北生活文化大学  
東北化学園大学  
東北薬科大学

### ●秋田県

秋田看護福祉大学  
ノースアジア大学  
●山形県  
東北芸術工科大学  
東北公益文科大学

### ●福島県

いわき明星大学  
郡山女子大学  
東日本国際大学  
福島学院大学  
●茨城県  
筑波学院大学

### ●栃木県

足利工業大学  
国際医療福祉大学  
作新学院大学  
●群馬県  
関東学院大学  
共愛学園前橋国際大学

### ●群馬県

群馬医療福祉大学  
群馬パース大学  
高崎商科大学  
●埼玉県  
浦和大学  
共栄大学  
埼玉医科大学  
埼玉学園大学  
十文字学園女子大学  
尚美学園大学  
女子栄養大学  
駿河台大学  
西武文理大学  
東京国際大学  
東邦音楽大学  
日本工業大学  
日本薬科大学

### ●東京都

人間総合科学大学  
平成国際大学  
武蔵野学院大学  
明海大学  
ものつくり大学  
●千葉県  
愛国学園大学  
江戸川大学  
川村学園女子大学  
神田外語大学  
秀明大学  
聖徳大学  
清和大学  
千葉科学大学  
千葉経済大学  
千葉工業大学  
千葉商科大学  
東京成徳大学  
日本橋学園大学  
麗澤大学

### ●東京都

上野学園大学  
映画専門大学院大学  
桜美林大学  
大妻女子大学  
嘉悦大学  
北里大学  
国立音楽大学  
国士館大学  
昭和大学  
杉野服飾大学  
聖母大学  
高千穂大学  
多摩大学

### ●東京都

帝京大学  
帝京平成大学  
東京音楽大学  
東京家政学院大学  
東京工科大学  
東京工芸大学  
東京純心女子大学  
東京女学院大学  
東京女子体育大学  
東京聖栄大学  
東京造形大学  
東京電機大学  
東京福祉大学  
東京富士大学  
東京未来大学  
東京理科大学  
桐朋学園大学  
日本医科大学  
日本歯科大学  
日本獣医生命科学大学  
日本女子体育大学  
日本体育大学  
文化女子大学  
文化ファッション大学院大学  
武蔵野大学  
武蔵野音楽大学  
目白大学

### ●神奈川県

神奈川工科大学  
神奈川理工科大学  
鎌倉女子大学  
産業能率大学  
松蔭大学  
昭和音楽大学  
洗足学園音楽大学  
田園調布学園大学  
八洲学園大学  
横浜商科大学

### ●新潟県

長岡大学  
長岡造形大学  
新潟医療福祉大学  
新潟経営大学  
新潟国際情報大学  
新潟青陵大学  
●富山県  
高岡法科大学  
桐朋学園大学院大学  
富山国際大学

### ●石川県

金沢学院大学  
金沢工業大学

### ●福井県

金沢星稜大学  
金城大学  
北陸大学  
●福井県  
仁愛大学  
福井工業大学  
●山梨県  
健康科学大学  
帝京科学大学  
山梨学院大学  
●長野県  
諏訪東京理科大学  
長野大学  
松本大学  
松本歯科大学

### ●岐阜県

朝日大学  
岐阜経済大学  
岐阜女子大学  
中京学院大学  
東海学院大学  
●静岡県  
静岡英和学院大学  
静岡産業大学  
静岡福祉大学  
静岡理工科大学  
浜松大学  
富士常葉大学

### ●愛知県

愛知学院大学  
愛知学泉大学  
愛知工科大学  
愛知工業大学  
愛知産業大学  
愛知産徳大学  
愛知東邦大学  
愛知みづほ大学  
桜花学園大学  
金城学院大学  
椋山学園大学  
星城大学  
大同大学  
中部大学  
東海学園大学  
同朋大学  
豊橋創造大学  
名古屋音楽大学  
名古屋外国語大学  
名古屋学芸大学  
名古屋経済大学  
名古屋芸術大学

### ●愛知県

名古屋産業大学  
名古屋商科大学  
名古屋女子大学  
名古屋造形大学  
名古屋文理大学  
日本福祉大学  
人間環境大学  
名城大学  
●三重県  
鈴鹿医療科学大学  
鈴鹿国際大学  
四日市大学  
●滋賀県  
成安造形大学  
聖泉大学  
びわこ成蹊スポーツ大学  
●京都府  
京都外国語大学  
京都嵯峨芸術大学  
京都情報大学院大学  
種智院大学  
花園大学  
佛教大学  
平安女学院大学  
明治国際医療大学  
●大阪府  
大阪青山大学  
大阪大谷大学  
大阪音楽大学  
大阪河内ハビリーテーション大学  
大阪観光大学  
大阪経済大学  
大阪経済法科大学  
大阪芸術大学  
大阪工業大学  
大阪国際大学  
大阪歯科大学  
大阪樟蔭女子大学  
大阪商業大学  
大阪成蹊大学  
大阪体育大学  
大阪電気通信大学  
大阪人間科学大学  
関西医療大学  
関西外国語大学  
関西福祉科学大学  
四條畷学園大学  
四天王寺大学  
摂南大学  
千里金蘭大学  
太成学院大学

### ●徳島県

徳島文理大学

### ●香川県

四国学院大学

### ●愛媛県

高松大学

### ●福岡県

九州養福福祉大学  
九州共立大学  
九州国際大学  
九州情報大学  
久留米工業大学  
西南学院大学  
聖マリア学院大学  
筑紫女学院大学  
中村学園大学  
福岡国際大学  
福岡国際大学  
福岡歯科大学  
●長崎県  
長崎ウエスレヤン大学  
長崎国際大学  
長崎総合科学大学  
●熊本県  
九州看護福祉大学  
熊本学園大学  
熊本保健科学大学  
尚綱大学  
崇城大学  
平成音楽大学  
●大分県  
日本文理大学  
別府大学  
●宮崎県  
南九州大学  
宮崎国際大学  
宮崎産業経営大学  
●鹿児島県  
鹿児島国際大学  
鹿児島純心女子大学  
志学館大学  
第一工業大学  
●沖縄県  
沖縄キリスト教学院大学  
名桜大学

### ●宮崎県

帝塚山学院大学  
常盤学園大学  
梅花女子大学  
羽衣国際大学  
東大阪大学  
ブルー学院大学  
森ノ宮医療大学  
●兵庫県  
芦屋大学  
大手前大学  
関西国際大学  
関西福祉大学  
甲子園大学  
甲南女子大学  
神戸学院大学  
神戸芸術工科大学  
神戸国際大学  
神戸山手大学  
宝塚大学  
兵庫大学  
●奈良県  
奈良大学  
奈良産業大学  
●鳥取県  
鳥取環境大学  
●岡山県  
岡山学院大学  
岡山商科大学  
岡山理科大学  
倉敷芸術科学大学  
くらしき作陽大学  
山陽学園大学  
中国学園大学  
美作大学  
●広島県  
エリザベト音楽大学  
比治山大学  
広島経済大学  
広島工業大学  
広島国際大学  
広島国際学院大学  
広島文化学園大学  
広島文教女子大学  
●山口県  
宇部フロンティア大学  
東亜大学  
徳山大学  
梅光学院大学  
山口東京理科大学  
山口福祉文化大学

### ●徳島県

徳島文理大学

### ●香川県

四国学院大学

### ●愛媛県

高松大学

### ●福岡県

(計 308 大学)